

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

指定試験機関代表者 各位

厚生労働省参事官（能力評価担当）

緊急事態宣言への対応について（技能検定関係）

平素より技能検定制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされました。

緊急事態宣言を踏まえ、対象区域である都府県知事により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）が実施されることとなりますが、現時点において、緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態措置実施期間」という。）中に予定される技能検定に係る事務につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、下記のとおり御留意いただきたい点をお示ししますので、適切に対応くださいますようお願いいたします。

記

1 受検申請の受付

技能検定（定期及び随時をいう。以下同じ。）受検申請の受付については、郵送又はオンラインを原則とすること。窓口での受付は控えることとし、受検申請者が申請書類を持参した場合も、書類の受取のみに止めるなど、受検申請者及び受付職員の感染防止に万全を期すこと。

2 技能検定中止又は延期

緊急事態措置実施期間中の技能検定は、都府県知事により実施される緊急事態措置を踏まえ、中止又は延期する等適切な対応をとること。また、中止又は延期するものについては、速やかに受検申請者等に周知するとともに、当職あて報告いただくこと。

3 検定手数料を返還する場合の取扱い

技能検定中止又は延期に伴い、受検申請者が受検できなくなった場合の検定手数料については、当該中止又は延期が、受検申請者本人の責に帰すべきものではないことから、返還することが望ましいこと。